

## 「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	財務省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

## I 酒税法関連

## 1 手続の概要及び電子化の状況

## (1) 酒類の製造・販売業の免許申請等

## ① 手続の概要

酒類を製造しようとする者又は酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業（以下「販売業」と総称する。）をしようとする者は、製造場又は販売場ごとにその製造場又は販売場の所轄税務署長の免許を受けなければならないこととされている。（酒税法第 7 条、第 9 条）

その手続としては、申請書及び政省令の定める添付書類（免許要件誓約書、定款の写し及び登記事項証明書、貸借対照表及び損益計算書等）を当該所轄税務署長に提出しなければならない。（酒税法施行令第 12 条、第 14 条、酒税法施行規則第 7 条、第 7 条の 3）

また、免許を受けた酒類製造者又は酒類販売業者がその製造場又は販売場を移転しようとするときは、移転先の所轄税務署長の許可を受けなければならないこととされている。（酒税法第 16 条）

その手続としては、申請書及び省令の定める添付書類（移転先の製造場等の土地又は建物の賃貸借契約書等）を移転前の所轄税務署を経由して、移転先の所轄税務署長に提出しなければならない。（酒税法施行令第 15 条、酒税法施行規則第 7 条の 4）

これらの手続に係る添付書類の省略や本人確認等については、「デジタル・ガバメント実行計画」を踏まえて策定する中長期計画に沿って見直しを検討する。

## ② 電子化の状況

国税電子申告・納税システム（e-Tax）により申請・添付書類の提出が可能となり、複数店舗を経営する大手企業等を中心に活用されている。利用率向上のため、引き続き、広報・周知を行う。

## (2) 酒類の製造・販売業の廃止の免許取消申請等

## ① 手続の概要

免許を受けた酒類製造者又は酒類販売業者がその酒類の製造の全部又は一部を廃止しようとするとき、又は酒類の販売業を廃止しようとするときは、製造免許又は販売業免許の取消しを申請しなければならないこととされている。（酒税法第 17 条第 1 項、第 2 項）

その手続としては、申請書及び申請者の印鑑証明書を製造場又は販売場の所轄税務署長に提出しなければならない。（酒税法施行令第 16 条、酒税法施行規則第 7 条の 5）

### 第3項)

免許を受けた酒類製造者又は酒類販売業者につき相続があり、その相続人が引き続きその製造業又は販売業をしようとする場合には、遅滞なく、その旨をその製造場又は販売場の所轄税務署長に申告しなければならないこととされている。(酒税法第19条)

その手続としては、申告書、申告者の戸籍抄本及び免許要件誓約書を当該税務署長に提出しなければならない。(酒税法施行令第18条)

これらの手続に係る添付書類の省略や本人確認等については、「デジタル・ガバメント実行計画」を踏まえて策定する中長期計画に沿って見直しを検討する。

## ② 電子化の状況

上記(1)②と同じ。

## 2 削減方策(コスト削減の取組内容及びスケジュール)

### (1) 酒類の製造・販売業の免許申請等

#### ① 財務諸表の添付省略【平成30年7月実施予定】

酒類の製造・販売業の免許申請において、最終事業年度以前3事業年度の損益計算書及び貸借対照表の添付を求めているところであるが、直近3年間において所得税又は法人税の確定申告を行い、所轄の税務署長に最終事業年度以前3事業年度の損益計算書及び貸借対照表を提出している場合は、その添付を不要とする。

ーワンスオンリー原則ー

#### ② 申請書の記載項目の削減【平成30年7月実施予定】

酒類販売業の免許申請において、申請書への法定記載項目となっている収支の見込みについて、酒税法上の酒類の品目ごとにその見込みを記載させているところであるが、酒類事業全体の収支の見込みと変更するなど、記載項目を減らす方向で検討を行う。

#### ③ 法人の登記事項証明書の添付省略【行政機関間の情報連携を前提に平成32年度以降対応予定】

酒類の製造・販売業の免許申請において、申請者が法人である場合は法人の登記事項証明書の添付を求めているところであるが、法務省が平成32年度以降に構築することとされている、行政機関に対する登記情報を提供する仕組みを活用することにより、「登記事項証明書(商業)」の添付省略の実施に向けて、関係省庁と検討を行う。

ーワンスオンリー原則ー

### (2) 酒類の製造・販売業の廃止の免許取消申請等

#### ① 添付書類の見直し【平成29年10月実施済】

酒類の製造・販売業の免許取消申請において、申請書に押印した申請者(申請者が法人の場合には代表者)の印鑑証明書の添付を求めているところであるが、運転免許証等これに代わる書類も認めることとし、手続の簡素化を行った。

- ② 酒類の製造・販売業の相続の申告における添付書類の簡素化【平成 30 年 4 月以降実施予定】

酒類の製造・販売業の相続の申告において、申告者の戸籍抄本の添付を求めているところであるが、戸籍抄本の写し等でも可能とするよう検討を行う。

また、これらの手続に係る戸籍抄本の添付省略については、「デジタル・ガバメント実行計画」を踏まえて策定する中長期計画に沿って見直しを検討する。

### **3 コスト計測**

#### **1. 選定理由**

- 酒類の販売業免許及び販売業を廃止しようとするときの免許取消申請  
酒税法関連の営業の許可・認可に係る手続において、申請件数、申請書の記載項目や添付書類の数等を勘案し、事業者負担が大きい申請と考えられるため。

#### **2. コスト計測の方法及び時期**

- ① 計測の方法  
酒類の販売免許取得者へのアンケート調査を実施し、これらの結果に基づき 1 件当たりの事業者の作業時間を算出し、年間の申請件数を乗じることにより算出。
- ② 計測の時期  
平成 29 年 8～12 月実施済

## 酒類販売業免許等申請書類一覧表(抜粋)

必要書類		免許等区分			
		一般酒類小売業 免許の申請	法人成り等 の申請	相続の申告	
販売業 免許 申請 書 次 葉	1	販売場の敷地の状況（別添図面）	○	○	
	2	建物等の配置図(建物の構造を示す図面)	○	○	
	3	事業の概要（販売設備状況書）	○	○	
	4	収支の見込み（兼事業の概要付表）	○	○	
	5	所要資金の額及び調達方法	○	○	
	6	「酒類の販売管理の方法」に関する取組計画書	○	○	
添付 書類	酒類販売業免許の免許要件誓約書（酒税法10条の規定に該当しない旨）		○	○	○
	申請者（申請者が法人の場合にはその法人の監査役を含む役員全員）の履歴書 【申請販売場の所在地を管轄する税務署管内に既に免許を受けた酒類販売場を有している場合には添付を省略可能】		○	○	
	住民票写し(法人については法人の登記事項証明書及び定款) 【申請販売場の所在地を管轄する税務署管内に既に免許を受けた酒類販売場を有している場合には添付を省略可能】		○	○	
	土地、建物、設備等が賃貸借の場合は賃貸借契約書等の写し、その他契約書等の写し		○	○	
	地方税（申請者が法人の場合は、「地方法人特別税」を含む。）の納税証明書		○	○	
	最終事業年度以前3事業年度の財務諸表 【過去3年分の所得税及び法人税の確定申告書（添付書類を含む。）を税務署に提出しているときは、添付を省略可能】		○	○	
	土地及び建物の登記事項証明書		○	○	
	既存の酒類販売業者の販売業免許についての書類			○	
	法人成り等についての契約その他その内容が明らかとなる書類の写し			○	
	戸籍謄本又は戸籍抄本				○
	他の相続人の意思表示等				○
	その他税務署長が必要と認めた書類		○	○	○
申請書等チェック表		○	○	○	

## 《販売業免許関係》

### ○酒税法

#### (酒類の販売業免許)

**第九条** 酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業（以下「販売業」と総称する。）をしようとする者は、政令で定める手続により、販売場（継続して販売業をする場所をいう。以下同じ。）ごとにその販売場の所在地（販売場を設けない場合には、住所地）の所轄税務署長の免許（以下「販売業免許」という。）を受けなければならない。ただし、酒類製造者がその製造免許を受けた製造場においてする酒類（当該製造場について第七条第一項の規定により製造免許を受けた酒類と同一の品目の酒類及び第四十四条第一項の承認を受けた酒類に限る。）の販売業及び酒場、料理店その他酒類をもつばら自己の営業場において飲用に供する業については、この限りでない。

2～3 省略

### ○酒税法施行令

#### (酒類の販売業免許の申請)

**第十四条** 法第九条第一項の規定により酒類の販売業免許（同項に規定する販売業免許をいう。以下同じ。）を受けようとする者は、当該販売業免許を受けようとする酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業（以下「販売業」と総称する。）の区分の異なるごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所及び氏名又は名称
  - 二 販売場（継続して販売業をする場所をいう。以下同じ。）の所在地及び名称
  - 三 販売しようとする酒類の品目、範囲及びその販売方法
  - 四 博覧会場、即売会場その他これらに類する場所で臨時に販売場を設けて酒類の販売業をしようとする者にあつては、その旨及び販売業をしようとする期間
  - 五 その他財務省令で定める事項
- 2 前項の申請書には、申請者が法第十条第一号から第八号までに規定する者及び破産者で復権を得ていない者に該当しないことを誓約する書面その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

### ○酒税法施行規則

#### (酒類の販売業免許の申請書の記載事項等)

**第七条の三** 令第十四条第一項第五号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 販売場（継続して販売業をする場所をいう。以下同じ。）の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
  - 二 事業の概要
  - 三 収支の見込み
  - 四 所要資金の額及び調達方法
  - 五 酒類の販売管理に関する事項
  - 六 その他参考となるべき事項
- 2 令第十四条第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 申請者の履歴書及び住民票の写し又はこれに代わる書類（法人にあつては、役員の履歴書並びに定款の写し及び登記事項証明書）
  - 二 販売場の土地又は建物が自己の所有に属しないときは、賃貸借契約書の写し又はこれに代わる書類
  - 三 地方税の納税証明書
  - 四 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
  - 五 その他参考となるべき書類

## 《相続関係》

### ○酒税法

#### （製造業又は販売業の相続）

**第十九条** 酒類製造者、酒母等の製造者又は酒類販売業者につき相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）があつた場合において、引き続きその製造業又は販売業をしようとする相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）は、政令で定める手続により、遅滞なく、その旨をその製造場の所在地又はその販売場の所在地（販売場がない場合には、相続人の住所地）の所轄税務署長に申告しなければならない。

2 前項の申告をした相続人が第十条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに規定する者に該当しないときは、当該相続人は、その相続の時ににおいて、被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）が受けていた酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を受けたものとみなす。

3 省略

### ○酒税法施行令

#### （酒類製造業等の相続の申告）

**第十八条** 法第十九条第一項の規定により酒類製造者（酒類の製造免許を受けた者をいう。以下同じ。）、酒母等の製造者（酒母又はもろみの製造免許を受けた者をいう。以下同じ。）又は酒類販売業者につき相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）があつた場合において、引き続きその製造業又は販売業をしようとする相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）は、当該相続のあつた後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 申告者の住所及び氏名

二 被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）の氏名及び申告者との続柄

三 酒類製造業を引き続きしようとする者にあつては、その製造しようとする酒類の品目、範囲、製造場の所在地及び名称

四 酒母又はもろみの製造業を引き続きしようとする者にあつては、その製造しようとするこれらの物の別、製造場の所在地及び名称

五 酒類販売業を引き続きしようとする者にあつては、その販売しようとする酒類の品目、範囲、販売方法、販売場の所在地及び名称その他第十四条第一項第四号に掲げる事項

六 相続の年月日

七 他に相続人があるときは、その者の住所及び氏名

2 前項の申告書には、申告者の戸籍抄本その他の財務省令で定める書類並びに申告者が法第十条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに規定する者に該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。

3 第一項の場合において、その相続に係る一の製造場又は販売場における製造業又は販売業をしようとする相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、連署して同項の申告書を提出するものとする。